

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547 OTAスクエアビル7F	1-008420

2 指名停止措置期間 令和7年9月6日～令和8年3月5日（6か月間）

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

関東建設工業(株)の営業部長は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に逮捕された。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第9号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（7号及び8号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294—72—3111